

# 地域特性に応じた課題解決型まちづくり方策検討調査業務委託 公募プロポーザル実施要領

令和2年7月31日

## 1 目的

本業務は、埼玉県内の各都市が超高齢化社会のもとで持続可能的に発展していくための、各都市の地域の特性にあわせたまちづくりの在り方を、(1)コンパクト、(2)レジリエンス、(3)スマートの3つをキーワードとして、調査・検討するとともに、その実現のためのプロセス、想定される負担と効果を明らかにし、今後まちづくりを担う各自治体における施策検討とその合意形成に資するものとする。

については、公募プロポーザル方式にて委託先を決定するため、参加者を募集する。

## 2 委託業務の概要

- (1) 委託業務名 地域特性に応じた課題解決型まちづくり方策検討調査業務
- (2) 実施主体 埼玉県
- (3) 履行期限 令和3年3月24日(水)
- (4) 委託業務内容 別添「地域特性に応じた課題解決型まちづくり方策検討調査業務委託仕様書」のとおり。
- (5) 委託予定額 33,854,700円(消費税及び地方消費税を含む)を上限とする。

## 3 スケジュール

- (1) 公告日 令和2年 7月31日(金)
- (2) 質問事項の受付期間 令和2年 7月31日(金)～8月 7日(金) 12:00まで
- (3) 企画提案書受付期間 令和2年 8月12日(水)～8月24日(月) 15:00まで
- (4) プレゼンテーション審査 令和2年 9月上旬
- (5) 審査結果通知 令和2年 9月上旬

## 4 参加資格

次の(1)から(6)までのいずれかに該当する者は、企画提案を行うことができない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により埼玉県における一般競争入札の参加を制限されている者
- (2) 埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年4月1日施行)に基づく入札参加停止等の措置を受けている者
- (3) 埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日施行)に基づく氏名除外措置を受けている者
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者

- (5) 法人税、法人県民税、法人事業税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金を滞納している者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者

## 5 質疑応答の方法

この募集要領に関する質疑は、電子メールに下記の質問書を添付して送付すること。なお、件名は「(企業名・提出日) 地域特性に応じた課題解決型まちづくり方策検討調査業務委託に関する質問」とすること。

### (1) 提出書類

地域特性に応じた課題解決型まちづくり方策検討調査業務委託公募質問書（様式1）

### (2) 受付期間

令和2年 7月31日（金）～8月 7日（金）12：00まで

### (3) 提出先

埼玉県環境部エネルギー環境課 エネルギー企画担当

E-mail : a3170-01@pref. saitama. lg. jp

### (4) 回答方法

質疑応答については、エネルギー環境課のホームページにおいて、企業名等を伏せて掲載する。

エネルギー環境課のURL : <https://www.pref. saitama. lg. jp/soshiki/a0503/index. html>

## 6 企画提案書の提出

### (1) 受付期間及び提出方法

ア 受付期間 令和2年 8月12日（水）～8月24日（月）15：00まで

イ 提出方法 持参又は郵送（書留による）とする

ウ 提出先 埼玉県環境部エネルギー環境課エネルギー企画担当

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 第3庁舎3階

### (2) 提出書類および提出部数

次のア～カを原本1部、写し9部（合計10部）提出すること。

ア 地域特性に応じた課題解決型まちづくり方策検討調査業務企画提案書（様式2）

イ 委託料の見積書

（ア）「2（5）委託予定額」に掲げる上限の範囲内で作成すること。（様式任意）

（イ）経費の内訳表を作成すること。（様式任意）

ウ 登記事項証明書（提案日前3か月以内に発行されたもの）

エ 最新決算年度の事業報告書

オ 法人税、法人県民税、法人事業税、地方法人特別税（県内に事業所がある場合）並びに消

費税及び地方消費税の納税証明書

カ 貸借対照表・損益計算書・利益処分計算書及び附属明細書（直近3期）

### （3）企画提案の内容

（2）アの企画提案書には次に掲げる事項を記載した書類（様式任意）を添付すること。

#### ア 作業スケジュール及び実施体制

作業スケジュール（予定）及び（ア）～（オ）を含めた実施体制を表にまとめて提示すること。（エ）により再委託を予定している場合、再委託については、別途委託契約書に定める県の事前承認が必要となる。

（ア）責任者の氏名・役職

（イ）従事者の役割分担

（ウ）従事者数

（エ）内外部の協力体制等（再委託を予定している場合、その予定事業者（予定事業者の概要が分かるもの（設立趣旨、事業内容のパンフレット等）、再委託する業務の内容及び範囲を含む。）

（オ）本業務に従事する者のイに掲げた業務の従事した実績、本業務（イ（ア）～（ウ）に掲げる各分野におけるコンサルティング業務）に関連する資格や能力等（資格については、資格を有することの証明する書類の写しを添付）、手持ち業務の状況

#### イ 本業務に類する業務の受注実績

過去10年間に国、地方公共団体で実施した本業務（以下（ア）～（ウ）に掲げる各分野におけるコンサルティング業務）と同種又は類似業務の受注実績。（国、地方公共団体から直接受注したものに限り、複数の業務実績がある場合は一覧表を作成のうえ、契約書や仕様書の写しなど当該委託の内容及び実績の有無が判断できる書面を添付すること。）

（ア）まちづくり分野

（イ）エネルギー分野

（ウ）ICT（情報通信技術）分野

#### ウ 事例の収集・整理の手順

仕様書4（1）ア～エにおける事例の収集・整理の手順を具体的に提示すること。なお、提示にあたっては、次の（ア）～（エ）の内容を含めること。

（ア）事例収集・整理にあたっての視点（収集において参照する資料や文献、収集事例の数の想定を含む。）

（イ）仕様書4（1）ア～エにおいて整理する内容（当該内容を整理対象とする理由を含む。）

（ウ）仕様書4（1）ア及びウにおいて設定する指標や分析方法

（エ）仕様書4（3）～（5）における活用方法

#### エ 地域特性の整理分析の手順

仕様書4（2）における整理や分析の手順を具体的に提示すること。なお、提示にあたっては、次の（ア）～（ウ）の内容を含めること。

（ア）仕様書4（2）アにおける整理・分析にあたっての視点と手順（活用する文献を含む。）

(イ) 仕様書4(2)イにおける仕様書4(1)及び(2)アにより整理した事項の活用方法及びアウトプットイメージ(アウトプットイメージは具体的に示すこと。)

(ウ) 仕様書4(3)～(5)における活用方法

#### オ シナリオの検討方針

仕様書4(3)におけるシナリオの検討方針を具体的に提示すること。なお、提示にあたっては、次の(ア)～(ウ)の内容を含めること。

(ア) 検討にあたって留意すべき埼玉県の間全体又は地域ごとの特性や課題(現時点で把握可能なもの)

(イ) リーディング街区のパターン設定にあたっての視点と数の想定(当該数を想定した理由を含む。)

(ウ) 仕様書4(3)の内容を踏まえて、(ア)以外にシナリオ検討において留意すべき事項及びアウトプットイメージ(アウトプットイメージは具体的に示すこと。)

#### カ リーディング街区の具体化に向けた検討手順

仕様書4(4)における検討手順を具体的に提示すること。なお、提示にあたっては、次の(ア)～(イ)の内容を含めること。

(ア) リーディング街区として提示するにあたって適切と思われる規模(地域特性により異なる場合はこれを考慮すること。)

(イ) 概算事業費の試算対象と方法

#### キ リーディング街区の効果検討の手順

仕様書4(5)ア～ウにおける検討手順を具体的に提示すること。なお、提示にあたっては、次の(ア)～(イ)の内容を含めること。

(ア) 指標設定にあたっての考え方(指標の例について、当該指標を設定した理由や分析方法とともに、複数示すこと。なお、リーディング街区のパターンにより異なる場合はこれを考慮すること。)

(イ) 財政効果の分析方法(分析にあたっての視点と参考とする文献があればこれを併せて提示すること。)

#### ク リーディング街区構築に向けた促進策の検討

仕様書4(5)エにおける整理内容及び検討方針を具体的に提示すること。

#### ケ 有識者会議との連携等

仕様書4(6)において、本業務の調査・検討において有識者に対して特に重点的に意見聴取をすべき事項を提示すること。また、ヒアリング候補となるステークホルダー等をヒアリング内容とともに提示すること。

#### コ その他提案事項等

ア～ケ以外に本業務目的を達成するために必要と思われる事項や特筆すべき実績や能力などアピールしたい事項等がある場合は、具体的に記述すること。

## 7 審査方法等

### (1) 審査方法

委託先候補者の選定にあたっては、企画提案書等を提出した者が、県が設置する「地域特性に応じた課題解決型まちづくり方策検討調査業務審査委員会」（以下「審査委員会」という。）においてプレゼンテーションを行い、審査委員会が提案内容を総合的に評価し、評価が最も高かった提案者を委託先候補者として選定する。

ただし、応募者多数の場合には書類で1次審査を行い、1次審査を通過した者（4者程度）だけがプレゼンテーションを行うものとする。

なお、企画提案書を提出した者が1者のときは、審査委員会が提案内容を総合的に審査し、本業務の委託先として適当であると認めた場合に、当該企画提案書等を提出した者を委託先候補者として選定する。

### (2) 審査基準

事業提案を審査する基準は概ね次のとおりとする。

審査項目	審査内容
事業の遂行	ア 経営が安定しており、運営能力があるか。 イ 本業務（以下（ア）～（ウ）の各分野に関するコンサルティング業務）と類似業務の受託実績があるか。また、受託実績が1分野のみなど偏りがいないか。 （ア）まちづくり分野 （イ）エネルギー分野 （ウ）ICT（情報通信技術）分野 ウ 業務を円滑に行う人員・技術を有しているか。また、提示された実施体制の下で、実施可能で妥当なスケジュールとなっているか。
事例の収集・整理の手順	ア 事例の収集・整理の手順は具体性があるか。また、コンパクト、レジリエント（エネルギーの活用含む。）、スマートの各要素について、県内各地域のまちづくりや施策展開に有効な事例を最大限収集するものとなっているか。 イ 以下（ア）及び（イ）について、本業務の趣旨・目的を理解し、仕様書4（3）～（5）における検討に活用できるものとなっているか。 （ア）事例の収集・整理にあたっての視点 （イ）収集事例の整理内容 ウ 仕様書4（1）ア及びウにおいて設定する指標や分析方法は、県内の各都市との地域特性の比較にあたって適切か。
地域特性の整理分析の手順	ア 仕様書4（2）アにおいて提示された整理・分析にあたっての視点と手順は、県内の地域特性を把握するのに適切か。

	<p>イ 仕様書4(1)及び(2)アで整理した事項は、仕様書4(2)イにおける検討に十分活用されるものとなっているか。</p> <p>ウ アウトプットイメージは本業務の趣旨・目的を理解し、かつ具体性のあるものになっているか。</p> <p>エ 地域特性やアウトプットは仕様書4(3)～(5)における検討に活用できるものとなっているか。</p>
シナリオの検討方針	<p>ア 提示されたシナリオの検討方針(アウトプットイメージを含む。)は本業務の趣旨・目的を理解し、シナリオの具体性かつ実現可能性が見通せるものになっているか。また、リーディング街区と街区外のネットワークを意識しているか。</p> <p>イ 埼玉県 の県全体及び地域ごとの特性や課題を認識しているか。</p> <p>ウ リーディング街区のパターン設定にあたっての視点や数は、県全体及び地域ごとの特性や課題を踏まえた県内地域への適用可能性や3つのキーワード(コンパクト、レジリエント、スマート)に配慮したものになっているか。</p>
リーディング街区の具体化に向けた検討手順	<p>ア 提示された検討手順(リーディング街区の想定規模を含む。)は本業務の趣旨・目的を理解し、かつ県内地域における実現可能性が見通せるものになっているか。</p> <p>イ 概算事業費の試算対象と方法は適切か。</p>
リーディング街区の効果検討の手順	<p>ア 提示された考え方は、リーディング街区の設定からコンパクト化への誘導の可能性を説明するものとして、適切な指標の設定が見込めるものとなっているか。</p> <p>イ 財政効果の分析方法は、コンパクト化への誘導することの意義を説明するものとして適切なものとなっているか。</p>
リーディング街区構築に向けた促進策の検討	<p>ア 国の支援策の整理内容は、仕様書(3)及び(4)において検討したリーディング街区の構築に資するものとなっているか。また、県の役割に係る検討方針は、まちづくりにおける広域自治体としての県の位置づけを理解した適切なものとなっているか。</p>
有識者会議との連携等	<p>ア 提示された内容は、本業務の趣旨・目的を理解し、調査・検討に資するものとなっているか。</p>
見積価格	<p>ア 委託予定額における上限を上回っていないか。また、本業務に関する経費が適切に計上され、かつ過不足なく積算されているか。</p>
その他提案事項等	<p>ア 記載された内容は具体的か。また、本業務の趣旨・目的に照らして適切かつ有用なものか。</p>

なお、一次審査を行う場合も、上記審査基準により審査を行う。

## 8 事業者の決定

- (1) 業務内容に関する細目事項について、委託先候補者と県の間で協議の上、業務委託契約を締結する。その際、企画提案の内容により仕様書の一部を変更する場合もある。
- (2) 委託先候補者と協議が整わない場合、契約締結までの間に委託先候補者に事故のある場合等委託先候補者としての資格要件を失ったときは、委託先候補者に対してその資格を取り消す旨の通知をした後、選定委員会において評価点が2番目に高かった者を新たに委託先候補者として協議を行う。
- (3) 協議が整った場合は、委託先候補者から改めて見積書を徴収し、見積書を精査の上、委託契約を締結する。
- (4) 提出した企画提案書が選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨を書面により通知する。

## 9 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (2) 「4 参加資格」に該当しないことが確認された場合

## 10 留意事項

### (1) 提案書類に係る取扱い

- ① 企画提案書等の提出後は、その内容を変更することはできない。また、提出された企画提案書等は返却しない。
- ② 提案書類に係る著作権は応募者に帰属し、県は本業務遂行にあたってのみ提案書類に記載されたデータを使用できるものとする。
- ③ 提出された企画提案書等は、参加資格審査、企画提案書の選定等プロポーザルの実施上必要な場合を除き、提案者に無断で使用しない。ただし、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号）に基づき公文書開示請求がなされた場合は、この限りではない。
- ④ 企画提案書の著作権はそれぞれの提案者に帰属するが、プロポーザルの実施上必要な場合、審査に必要な範囲でコピーを作成することがある。

### (2) 費用の負担

応募に関し必要な費用は、応募者の負担とする。

### (3) 複数の提案の禁止

応募は1事業者あたり1点とし、複数の提案書の提出は行うことができない。

#### (4) その他

企画提案書の作成にあたって、以下ホームページに掲載されているプロジェクトの内容を踏まえること。

URL : <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0503/super-city/saitama-super-city.html>

#### 11 担当窓口

埼玉県環境部エネルギー環境課エネルギー企画担当

〒330-3901 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1

E-mail : [a3170-01pref.saitama.lg.jp](mailto:a3170-01pref.saitama.lg.jp)

電話 048-830-3185、3186 ファクス 048-830-4778